

平成29年度「熊本市商店街空き店舗対策事業費補助金」募集要項(2次募集)

1. 事業目的

商店街団体等が実施する空き店舗対策に係る事業に対して補助金を交付することにより、空き店舗を解消し、熊本市商業の振興を図ることを目的とします。

2. 応募期間

平成29年7月20日(木) ～ 平成29年8月18日(金)

- ・受付時間：8：30～17：15（月～金）※祝祭日は除く。
- ・受付場所：熊本市経済観光局産業部 商業金融課

※なお、予算に余力がある場合は、募集期間経過後、およそ1ヵ月後に追加募集をいたします。

3. 応募事業・対象者

商店街団体、商店街団体の推薦を受けた協同組合等、商工団体、民間事業者、創業者、社会福祉法人、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）又は熊本地震被災事業者が熊本市内の商店街内の空き店舗を活用して実施する以下の事業です。

※但し、補助金の交付が決定（以下「交付決定」という。）した後、空き店舗の改装工事に着手し、工事完了の上、平成30年3月末までに開店可能な店舗に限ります。

(1) 地域コミュニティ施設設置事業

商店街団体、商工団体、社会福祉法人又はNPO法人が、空き店舗に子育て支援、保育サービス、買い物支援、高齢者交流、地域情報発信、歴史・文化の継承活動等のコミュニティ施設を設置し、地域住民の交流を促進する事業

(2) 魅力向上店舗等運営事業

商店街団体、商工団体、協同組合等、民間事業者が空き店舗を商店街活性化のための新たな事業の実施の拠点として活用し、商店街の魅力向上に寄与する事業

(3) 創業等商店街出店事業

民間事業者又は創業者が、空き店舗を活用して、民間事業者又は創業者としての新規又は2店舗目となる小売業等の店舗を出店する事業

(4) 熊本地震被災事業者商店街出店事業

熊本地震被災事業者が、空き店舗を活用して店舗を出店する事業をいいます。

※用語説明

- ①「空き店舗」とは、熊本市内の商店街の地区内に所在し、商業活動を休止している店舗物件を指します（ただし、大型商業施設等のテナント型店舗は補助の対象外となります。）。
- ②「商店街団体」とは、熊本市内に存する任意又は法人の商店街を指します。
- ③「協同組合等」とは、熊本市内に存する事業協同組合及び事業協業組合を指します。
- ④「商工団体」とは、熊本商工会議所及び熊本市内に存する商工会を指します。
- ⑤「民間事業者」とは、小売業、サービス業又は飲食業（以下「小売業等」という。）を営もうとする法

人又は商店街活性化のための新たな事業を実施する法人であって、中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者を指します。なお、中小企業基本法第2条第1項各号に規定する会社とは、会社法第2条に規定する会社（株式会社・有限会社・合名会社・合資会社・合同会社）を指します。

⑥「創業者」とは、小売業等を営もうとする個人を指します。

⑦「熊本地震被災事業者」とは、平成28年熊本地震により被災し従前の店舗における事業の継続が困難となり移転が必要となった、民間事業者又は小売業等を営む個人を指します。

4. 助成内容等

事業区分	補助対象経費	対象期間	補助率	補助限度額
地域コミュニティ施設設置事業	店舗改装費	当該年度	1/2 以内	150万
魅力向上店舗等運営事業				100万円
創業等商店街出店事業				
熊本地震被災事業者商店街出店事業				

※店舗改装費：店舗の改装に要する外装、内装、設備等の工事費

(1) 助成額

補助金の額は、上表に掲げる補助対象経費に補助率を乗じた額以内となります（ただし、補助限度額あり。）。算定した補助金の1,000円未満の端数については切り捨てるものとします。

※補助の対象となる経費に、国、県その他の団体の補助又は熊本市の他の助成制度による補助を受けている場合は、これらの補助金を控除した額のみが対象となります。

(2) 助成対象期間

補助金の交付決定を受けた日から平成30年3月31日まで。

(3) 助成条件

①空き店舗の所有者と賃貸借契約を締結することが必要です。なお、商店街団体を除き、空き店舗の所有者と経済上、一体と認められる場合、又は同一性が認められる場合は、補助の対象外となります。

②熊本市内の商店街の地区内からの移転は補助の対象外となります。（ただし、熊本地震被災事業者商店街出店事業を除く）

③熊本市暴力団排除条例第2条に規定する「暴力団」、「暴力団員」、「暴力団密接関係者」は、補助の対象外となります。

④宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものは補助の対象外となります。

⑤協同組合等、商工団体、民間事業者、創業者、社会福祉法人、NPO法人又は熊本地震被災事業者が補助事業を行なおうとする場合は、申請に際して空き店舗が所在する商店街の推薦を要します。また、当該商店街団体に加盟するなど、積極的に商店街団体の活動に参加するように努めていただきます。

⑥補助金の交付決定前に改装工事に着手した場合や開店した場合は、補助の対象外となります。

⑦改装工事の着工日から３ヶ月以内に開店できないものは補助の対象外となります。

※但し、補助金の交付決定後、空き店舗の改装工事に着手し、工事完了の上、平成３０年３月末までに開店可能な店舗に限ります。

⑧風俗営業店やフランチャイズ店等は補助の対象外となります。

⑨開店から３年を超える期間、店舗が存続できるものに限ります。

５．申し込み・選考

（１）応募方法

この「募集要項」をご確認の上、「熊本市商店街空き店舗対策事業要望書（以下「要望書」という。）」に必要事項を記入し、事業計画書（様式第１号）等、必要な書類を添えて、上記「２．応募期間」に記載する期間内に、商業金融課まで郵送又はご持参ください。

※書類に不備がないようにするため、提出前の早い時期に一度、ご連絡願います。

（２）応募に必要な提出書類（①および②が必要です）

①共通して必要なもの

- ・ 要望書
- ・ 事業計画書（様式第１号）（※熊本地震被災事業者は様式第１号の２）
- ・ 事業収支予算書（様式第２号）
- ・ 空き店舗の位置図
- ・ 空き店舗の改装に係る図面
- ・ 空き店舗の改装に係る工事ごとの内訳を明記した２者以上の見積書の写し ※１
- ・ 空き店舗に係る賃貸借契約書の写し ※２
- ・ 空き店舗の現状（着工前）の写真

※１ 応募の時点では、１者からの見積書で構いませんが、内定後の補助金の申請にあたっては、同一内容につき、２者以上から見積書を徴取し、より安価な施行業者との間で契約を締結していただくことが必要となります。その際、助成額についても、より安価な見積書に基づき、再計算することになります。

※２ 応募の時点では、「空き店舗に係る賃貸借契約書の写し」は必須ではありませんが、内定後の補助金の申請にあたっては、賃貸借契約を締結し、契約書の写しを提出していただくことが必要です。

②事業者によって異なるもの

i) 商店街団体

- ・ 団体の構成員名簿
- ・ 定款、会則、規約その他これらに類するもの
- ・ 当該事業の実施について決定した総会等議事録の写し
- ・ 市税滞納有無調査承諾書（法人の場合）
- ・ 団体の事業年度の収支予算書及び前年度の収支決算書

ii) 商工団体、協同組合等

- ・ 代表者押印のある空き店舗が所在する商店街団体の推薦書（様式第３号）

- ・市税滞納有無調査承諾書
- ・団体の構成員名簿
- ・定款、会則、規約その他これらに類するもの
- ・当該事業の実施について決定した総会等議事録の写し
- ・団体の事業年度の収支予算書及び前年度の収支決算書

iii) 社会福祉法人、NPO法人

- ・代表者押印のある空き店舗が所在する商店街団体の推薦書（様式第3号）
- ・市税滞納有無調査承諾書
- ・構成員名簿
- ・定款、会則、規約その他これらに類するもの
- ・補助事業者概要書（様式第4号）
- ・経営状況表（様式第5号）
- ・資金計画書（様式第6号）

iv) 民間事業者

- ・代表者押印のある空き店舗が所在する商店街団体の推薦書（様式第3号）
- ・市税滞納有無調査承諾書
- ・構成員名簿
- ・定款、会則、規約その他これらに類するもの
- ・登記事項証明書の写し
- ・補助事業者概要書（様式第4号）
- ・経営状況表（様式第5号）
- ・資金計画書（様式第6号）

v) 創業者

- ・代表者押印のある空き店舗が所在する商店街団体の推薦書（様式第3号）
- ・市税滞納有無調査承諾書
- ・住居が存する市町村の住民票の写し又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7号に規定する個人番号カードの表面の写し
- ・履歴書
- ・確定申告書の写し
- ・経営状況表（様式第5号）（2店舗目を出店する場合）
- ・資金計画書（様式第6号）

vi) 熊本地震被災事業者

- ・代表者押印のある空き店舗が所在する商店街団体の推薦書（様式第3号）
- ・市税滞納有無調査承諾書
- ・り災証明書
- ・定款、会則、規約その他これらに類するもの
- ・登記事項証明書の写し
- ・補助事業者概要書（様式第4号）

- ・経営状況表（様式第5号）
- ・資金計画書（様式第6号）

（3）選考方法

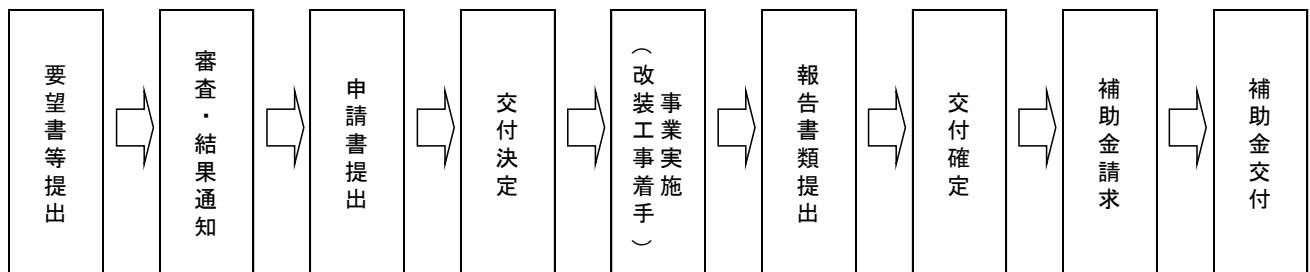
ご提出いただいた書類及びプレゼンテーションに基づき候補者選定委員会において事業候補者を選定します。

候補者選定委員会では、主に商店街エリアへの適合性、資金・収支計画、事業知識、意欲等の観点から総合的に判断します。

（4）応募にあたっての注意点

- ①審査の結果、助成条件を満たしている事業であっても、事業内容の熟度等総合的に判断した結果、対象とならない場合があります。予めご了承下さい。
- ②審査結果については、審査終了後、応募者宛に速やかに文書にてお知らせします。
- ③ご提出いただいた要望書及び添付資料等は返却いたしません。
- ④ご提出いただいた書類の内容について応募者に照会し、追加資料をお願いする場合があります。正当な理由により追加資料をご提出いただけない場合は、審査をお断りさせていただく場合がありますので、予めご了承下さい。
- ⑤記載事項に虚偽があった場合や消防法等関係法令違反があった場合は、出店後であっても決定を取り消します。
- ⑥審査結果に関する個別のお問合せには応じることはできませんので、予めご了承下さい。

6．事業の流れ



7．その他

要望書等の様式データをご入用の方は、下記問い合わせ先までご連絡願います。

8．問い合わせ先

〒860-8601

熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市経済観光局産業部 商業金融課

電話 096-328-2424

FAX 096-324-7004